

第2章

環境の現状と 主な施策の実施状況

環境目標 1

第 1 節

地球温暖化対策 の推進

地球温暖化とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が高くなることで、地球の表面付近の温度が上昇することです。その影響は、気候変動による気温の上昇や大雨の頻度の増加等をもたらす災害の原因ともいわれています。二酸化炭素の排出を最小限に抑えることで気候変動のリスクを抑制し、私たち一人ひとりが安心して暮らせるよう地球温暖化対策を推進します。

環境指標の目標と推移

市域における温室効果ガス排出量

市域から排出される温室効果ガスの量を算出しています。
なお、算定に用いる統計データの集計・公表を待つ必要があるため、3年前の値が直近のものとなります。

目標: 令和 2 年度 1,989
(平成 29 年度 2,091)
令和 7 年度 1,819
(令和 4 年度 1,921)

単位: (千 t-CO₂/年)

評価・課題

市域から排出される温室効果ガスは、減少傾向となっています。誰もが脱炭素化の課題を自分事として考え、継続して取り組むことが必要です。

基準年度値 (平成 26 年度)	2,062 (H23 年度)	平成 30 年度	2,247 (H27 年度)	令和 4 年度	—
		令和元年度	2,140 (H28 年度)	令和 5 年度	—
平成 28 年度	2,227 (H25 年度)	令和 2 年度	2,092 (H29 年度)	令和 6 年度	—
平成 29 年度	2,082 (H26 年度)	令和 3 年度	1,880 (H30 年度)	令和 7 年度	—

※表中の数値は各年度に算出した排出量です。カッコ内の年度は実際に排出した年度を示しています。

※温室効果ガス排出量の算出方法や目標値について、平成 30 年 3 月に策定した第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に準じ、見直しを行っています。よって、前年度までに発行していた数値と異なっています。

市役所における温室効果ガス排出量

地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量を把握し、削減するため、四半期ごとに行う進行管理点検票の報告により、エネルギー使用量等から温室効果ガス排出量を算出しています。

目標: 令和 2 年度 58,200

令和 7 年度 55,140

単位: (t-CO₂/年)

評価・課題

一般ごみに含まれる廃プラスチックの焼却に由来する温室効果ガスの排出量が大幅に減少したことにより、前年の値を下回りましたが、目標の達成に向けては、より一層の削減努力が必要となっています。

基準年度値 (平成 26 年度)	60,187	平成 30 年度	71,021	令和 4 年度	—
		令和元年度	71,214	令和 5 年度	—
平成 28 年度	66,110	令和 2 年度	67,893	令和 6 年度	—
平成 29 年度	66,245	令和 3 年度	62,172	令和 7 年度	—

※温室効果ガス排出量の算出方法について、令和 3 年度分より、令和 3 年 3 月に策定した第五次川越市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に準じた方法に変更しています。

単価契約品・共通消耗品の環境配慮商品購入率

共通消耗品および単価契約品のうち、環境配慮商品を品目に定めているものについて、環境配慮商品を購入している割合を表しています。

目標: 令和 2 年度 100

令和 7 年度 100

単位: (%)

評価・課題

消耗品等の購入時においては、環境配慮商品を購入するように努めていきます。

基準年度値 (平成 26 年度)	100	平成 30 年度	100	令和 4 年度	—
		令和元年度	100	令和 5 年度	—
平成 28 年度	100	令和 2 年度	100	令和 6 年度	—
平成 29 年度	100	令和 3 年度	100	令和 7 年度	—

再生可能エネルギー設備等が導入された公共施設数

市内の公共施設において、太陽光発電システムまたはそれ以外の再生可能エネルギーを利用している施設の合計をあらわしています。

目標: 令和 2 年度 89

令和 7 年度 90

単位: (施設)

評価・課題

新設の公共施設すべてにという方針のもと、太陽光発電システムの設置を進めています。今後は、さらなる再生可能エネルギーの導入促進と、既存のシステムの修繕が課題です。

基準年度値 (平成 26 年度)	83	平成 30 年度	87	令和 4 年度	—
		令和元年度	87	令和 5 年度	—
平成 28 年度	83	令和 2 年度	88	令和 6 年度	—
平成 29 年度	85	令和 3 年度	88	令和 7 年度	—

環境性能に優れた公用車の導入率

市(上下水道局を含む、消防局を除く)が所有する公用車(425 台)のうち九都県市指定低公害車等(364 台)の割合です。

目標: 令和 2 年度 88.0

令和 7 年度 95.0 以上

単位: (%)

評価・課題

今後も、引き続き低公害車導入に努めていきます。

基準年度値 (平成 26 年度)	75.9	平成 30 年度	81.4	令和 4 年度	—
		令和元年度	82.8	令和 5 年度	—
平成 28 年度	80.0	令和 2 年度	85.9	令和 6 年度	—
平成 29 年度	81.7	令和 3 年度	85.6	令和 7 年度	—

※令和 7 年度目標値は、第四次川越市総合計画実施計画での今後の導入予定値にあわせて変更を行っております。

エコチャレンジスクール認定率

環境にやさしい学校づくりに取り組む市立の学校を、市が独自で認定した割合をあらわしています。

目標: 令和 2 年度 100

令和 7 年度 100

単位: (%)

評価・課題

3か年を1つの認定期間として各学校が取組を行い、市立56校すべてが認定されています。

基準年度値 (平成 26 年度)	100	平成 30 年度	100	令和 4 年度	—
		令和元年度	100	令和 5 年度	—
平成 28 年度	100	令和 2 年度	100	令和 6 年度	—
平成 29 年度	100	令和 3 年度	100	令和 7 年度	—

主な施策の実施状況

(1)小江戸かわごえ脱炭素宣言

令和 2 年 10 月に国が「2050年脱炭素社会の実現、カーボンニュートラルを目指す」という方針を示して以降、地球温暖化を巡る国内の取組が大きく動き始めました。

そのよう中で、本市においても、市、市民、事業者等が一体となって地球温暖化対策を推進するため、令和3年5月1日に「小江戸かわごえ脱炭素宣言」を表明し、2050年脱炭素社会の実現に向け、国や他の自治体と協力し、取組を推進することとしました。



(2)省エネ推進事業

平成8年度から「無理なく、抵抗なく、自然体で」をモットーに、市の施設でエレベーターの利用を控えるなど「1%節電運動」を開始し、平成11年度からはその運動をステップアップさせ、すべての市の活動についてできることから一つずつ環境配慮を実践する「1%節電プラス1(ワン)運動」を展開してきました。平成24年度からは、東日本大震災以降のエネルギー問題への関心の高まりを受け、市としてもさらに取組を強化する必要があると考え、名称を「省エネ推進事業」に変更し、これまで以上に取組を推進しています。

(3)川越市環境マネジメントシステム

平成11年11月11日、ISO14001の認証取得に基づき「川越市環境マネジメントシステム」を導入し、市役所が環境に与える影響の継続的な改善を図ってきました。平成23年3月31日付でISO14001の認証を返上した後も、ISO14001の規格を参考に市独自のシステムを構築し、運用を継続しています。

(4)エコチャレンジファミリー認定事業

平成15年度から、市民に「1%節電プラス1(ワン)運動」の取組を広めるため「エコチャレンジファミリー認定事業」を実施しています。市内の一般家庭へ使用電力量を測定する機器を貸し出し、目に見えないエネルギー消費を数値として実感しながら、省エネ活動に取り組んでいただくことを目的としています。「省エネナビコース(1ヶ月)」、「簡易電力計コース(2週間)」の2つの基本コースのほか、平成18年度から、家族全体の省エネ意識の向上を図るため、児童向けに「省エネワークブックコース」を実施しています。令和3年度までに1,625家族を認定しました。

(5)エコチャレンジスクール認定事業

平成15年度から、学校教育の場に「1%節電プラス1(ワン)運動」の取組を広め、次世代の環境保全・創造を担う児童・生徒を育成するため「エコチャレンジスクール認定事業」を実施しています。これは、ISO14001の考え方を取り入れ、環境にやさしい学校づくりに児童・生徒及び教職員が創意工夫しながら取り組む学校を市独自で認定するもので、学校版環境ISOとも呼ばれています。令和3年度現在、市立56校(小学校32、中学校22、高校1、特別支援学校1)すべてが認定されています。

(6)エコチャレンジイベント認定事業

平成16年度から、環境に配慮しようとするイベントを認定する「エコチャレンジイベント認定事業」を実施しています。イベント本来の楽しさを損なうことなく、主催者・参加者が協力して環境に与える影響を減らし、市民へ環境に配慮した取組を啓発することを目的としています。令和3年度は、新型コロナウイルスの影響により、多くのイベントが開催されませんでした。このため、かわごえ環境フォーラムの1イベントのみを認定する結果となりました。



エコ・カジュアルマンスポスター



エコチャレンジイベント認定マーク

環境目標 2

第

2

節

循環型社会の構築

将来にわたって持続的に発展可能な社会を形成するため、①廃棄物等の減量、②資源の循環的な利用(再使用・再生利用・熱回収)、③適正処分の確保等により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築が求められています。

ごみの3R(発生抑制【リデュース:Reduce】、再使用【リユース:Reuse】、再生利用【リサイクル:Recycle】)を基本として、市民、事業者等との協働により、ごみの減量・資源化を推進します。

また、リサイクル率の向上を目指すとともに、徹底した分別により、良質な再生資源を確保します。これからも、廃棄物等の発生・排出抑制、資源化の促進、適正な処分の実施により、新たに採取する資源をできるだけ抑制し、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会の構築を目指します。

環境指標の目標と推移

1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量とは、(ごみ年間排出量÷行政人口(年度)÷365日(うるう年は366日)の計算式により算出された数値です。

ごみの減量等推進事業として、集団回収、家庭用生ごみ処理機器購入費補助、布類行政回収、使用済小型家電製品回収、紙類行政回収などを実施しました。また、啓発事業として、施設見学、出前講座、川越ブランド製品作成事業などを実施しました。

目標:令和2年度 855

令和7年度 855

単位:(g/人日)

評価・課題

ごみの排出量は景気等の社会情勢による影響を受けやすいため、継続的な啓発活動が必要です。

基準年度値 (平成26年度)	896	平成30年度	855	令和4年度	—
		令和元年度	860	令和5年度	—
平成28年度	875	令和2年度	843	令和6年度	—
平成29年度	867	令和3年度	825	令和7年度	—

資源回収を除く家庭系1人1日当たりのごみ排出量

資源回収を除く家庭系1人1日当たりのごみ排出量とは、定時収集家庭系ごみ量(可燃、不燃、粗大ごみ)+自己搬入家庭系ごみ量(可燃、不燃)÷行政人口(年度)÷365日(うるう年は366日)の計算式により算出された数値です。

目標:令和2年度 467

令和7年度 466

単位:(g/人日)

評価・課題

排出される廃棄物を資源化することにより、ごみの減量化を図る必要があります。

基準年度値 (平成26年度)	511	平成30年度	500	令和4年度	—
		令和元年度	504	令和5年度	—
平成28年度	496	令和2年度	519	令和6年度	—
平成29年度	500	令和3年度	502	令和7年度	—

ごみ年間排出量

ごみ年間排出量とは、家庭系ごみ(定時収集量+直接搬入量)+事業系ごみ(許可運搬量+直接搬入量+不法投棄量)+集団回収量の計算式により算出された数値です。

目標:令和2年度 109,188

令和7年度 107,958

単位:(t/年)

評価・課題

ごみの年間排出量の削減には、市民、事業者、行政が、それぞれの役割と責任を果たすとともに、それぞれの特性を活かしながら協働して循環型社会を作り上げていく必要があります。

基準年度値 (平成26年度)	114,238	平成30年度	110,125	令和4年度	—
		令和元年度	111,253	令和5年度	—
平成28年度	112,209	令和2年度	108,750	令和6年度	—
平成29年度	111,548	令和3年度	106,617	令和7年度	—

つばさ館来館者数

環境プラザ「つばさ館」に来館した者の数を表しています。

目標:令和2年度 53,000

令和7年度 55,000

単位:(人/年)

評価・課題

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により社会科見学等の団体数が減少した結果、来館者数が依然低調に留まっています。安心して来館できるような、環境づくりが必要です。

基準年度値 (平成26年度)	49,261	平成30年度	50,631	令和4年度	—
		令和元年度	47,523	令和5年度	—
平成28年度	52,007	令和2年度	21,839	令和6年度	—
平成29年度	52,555	令和3年度	29,861	令和7年度	—

リサイクル率

ごみの総排出量に対する総資源化量の割合です。

(施設内資源回収量+直接資源化量+焼却灰等再資源化量+集団回収量)÷(施設搬入ごみ量+直接資源化量+集団回収量)×100 の計算式により算出された数値です。

目標:令和2年度 30

令和7年度 35

単位:(%)

評価・課題

ごみの減量を継続的に推進していくとともに、ごみの分別や集団回収の促進等の資源化をさらに図っていく必要があります。

基準年度値 (平成26年度)	25	平成30年度	22.8	令和4年度	—
		令和元年度	23.6	令和5年度	—
平成28年度	23.5	令和2年度	22.9	令和6年度	—
平成29年度	23.1	令和3年度	21.8	令和7年度	—

最終処分量

小畔の里クリーンセンターおよび民間最終処分場への埋立量です。

目標:令和2年度 1,000 以下

令和7年度 1,000 以下

単位:(t/年)

評価・課題

焼却残さ、破碎不適物等の再資源化を推進するとともに、ごみ排出量の減量についても推進していく必要があります。

基準年度値 (平成26年度)	2,693	平成30年度	2,671	令和4年度	—
		令和元年度	2,926	令和5年度	—
平成28年度	2,946	令和2年度	3,543	令和6年度	—
平成29年度	3,057	令和3年度	4,785	令和7年度	—

主な施策の実施状況

(1)生ごみの減量推進

本市では、家庭から出る生ごみの自家処理を促進していくため、平成3年度からコンポスト容器購入者に対して補助金制度を設けています。令和3年度は、23基補助しました。

また、平成10年度からマンションや高齢者にも利用しやすい電気式生ごみ処理機を対象に加え、令和3年度には29基補助しました。

さらに、平成12年度からEMIぼかし(発酵菌)を利用して堆肥化するEM容器を対象に加え、令和3年度は3基補助しました。

この事業により、令和3年度までに生ごみ 2,748,008.9kg の自家処理を促し、同量のごみ減量ができたと推計できます。

○生ごみ処理機器購入費補助事業の実績
(平成3年度～令和3年度)

○生ごみ処理機器購入費補助事業の成果

補助世帯数	補助基数	補助金額	➔	減量できた推計量
13,406 世帯	15,911 基	91,954,035 円		2,748,008.9 kg

$$\text{減量できた推計量} = \text{補助金交付累積世帯数} \times \text{1世帯当たりの年間生ごみ処理量}$$

$$\begin{aligned} \text{(減量できた推計量)} 2,748,008.9\text{kg} & \left\{ \begin{array}{l} \text{(コンポスト)} \quad 10,711 \times 203.5 = 2,179,688.5 \text{ kg} \\ \text{(E M)} \quad 457 \times 209.8 = 95,878.6 \text{ kg} \\ \text{(電気式)} \quad 2,238 \times 211.1 = 472,441.8 \text{ kg} \end{array} \right. \end{aligned}$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{1世帯当たりの年間生ごみ処理量} \\ \text{1世帯当たりの年間生ごみ処理量} \\ \text{1世帯当たりの年間生ごみ処理量} \end{array} \right. \left. \begin{array}{l} : \text{(コンポスト)} \quad 203.5 \text{ kg} \\ : \text{(E M)} \quad 209.8 \text{ kg} \\ : \text{(電気式)} \quad 211.1 \text{ kg} \end{array} \right.$$

(2)つばさ館でのリユース品頒布

本市では、平成22年度に開館した環境プラザ(つばさ館)で、家庭で不用となった衣類・本・雑貨類の引取り・再使用(リユース)可能な物の頒布事業を実施しています。

○頒布実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
頒布点数	53,476	55,627	49,126	30,653	44,038
頒布金額(円)	3,489,740	3,371,150	3,290,650	1,867,790	2,732,590

○リユース品頒布実績

	衣類(点)	雑貨類(点)	本(点)	合計金額(円)
平成29年度	23,802	21,587	8,087	3,489,740
平成30年度	22,996	20,505	12,126	3,371,150
令和元年度	18,483	16,577	14,066	3,290,650
令和2年度	10,290	11,360	9,003	1,867,790
令和3年度	15,912	12,530	15,596	2,732,590

(3)集団回収の促進

市場価格に左右されない安定した活動を推進するため、資源の回収量に応じて実施団体に報償金を交付し、活動を支援しています。

また、協力業者に対しても補助金を交付し、集団回収の促進を行っています。

○実施団体数、資源回収量、報償金交付額、業者補助金交付額の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施団体数	309	309	311	251	266
資源回収量(kg)	6,507,288	6,129,126	5,710,374	4,217,401	4,198,356
報償金交付額(円)	39,043,728	36,774,756	34,262,244	25,304,406	25,190,136
業者補助金交付額(円)	8,849,400	8,296,400	7,673,400	5,553,800	5,670,000

環境目標 3

第 3 節

生物多様性の保全

私たちの生活は、多様な生き物が関わり合う生態系から得られる恵みによって支えられており、生物多様性を保全することは私たちの命と暮らしを守ることにつながります。

本市では、身近な生き物の生息・生育空間である樹林地、水辺、河川等の良好な自然環境を積極的に保全するとともに、地域の特性に応じた生息・生育空間の創出を推進します。

また、外来種による生態系等に関わる被害の防止に取り組みます。

環境指標の目標と推移

生物多様性講座数

生物多様性に関する講座の実施回数をあらわしています。

目標：令和 2 年度 3

令和 7 年度 5

単位：(回/年)

評価・課題

講座の開催内容や開催時期等を検討し、参加者の増加に向けての取り組みが更に必要です。

基準年度値 (平成 26 年度)	1	平成 30 年度	3	令和 4 年度	—
		令和元年度	1	令和 5 年度	—
平成 28 年度	3	令和 2 年度	4	令和 6 年度	—
平成 29 年度	4	令和 3 年度	1	令和 7 年度	—

ビオトープの保全・創造事業の実施箇所数

ビオトープ要素を取り入れて整備した都市公園の箇所数をあらわしています。

目標: 令和 2 年度 5

令和 7 年度 6

単位: (箇所)

評価・課題

自然を活用した公園整備においては、生物の生息空間としての位置づけを勘案しながら整備を進めるとともに、新たな生息空間の創出についても検討していく必要があります。

また、整備後についても定期的に生物生息調査等を実施し、その結果に基づき維持管理を行っていく必要があります。

基準年度値 (平成 26 年度)	4	平成 30 年度	4	令和 4 年度	—
		令和元年度	4	令和 5 年度	—
平成 28 年度	4	令和 2 年度	4	令和 6 年度	—
平成 29 年度	4	令和 3 年度	4	令和 7 年度	—

多自然型護岸の延長

国、県、市が行う河川整備において、水際の植生や魚類等の生育環境に配慮し、河川の特性に適した工法により整備した護岸の総延長をあらわしています。

目標: 令和 2 年度 -

令和 7 年度 -

単位: (m)

評価・課題

緑あふれる環境に優しい事業であり、水生生物等の保護にも資するのですが、建設費や維持管理が課題です。

基準年度値 (平成 26 年度)	20,763.18	平成 30 年度	22,636.48	令和 4 年度	—
		令和元年度	22,636.48	令和 5 年度	—
平成 28 年度	21,003.68	令和 2 年度	22,636.48	令和 6 年度	—
平成 29 年度	22,636.48	令和 3 年度	22,696.48	令和 7 年度	—

有害鳥獣捕獲許可件数

有害鳥獣捕獲許可申請の許可件数をあらわしています。

目標: 令和 2 年度 -

令和 7 年度 -

単位: (件/年)

評価・課題

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づきドバト等の鳥獣による生活環境、農作物または生態系に係る被害等の防止及び軽減を図るため、有害鳥獣の捕獲等の「許可証」の交付を行っています。

基準年度値 (平成 26 年度)	24	平成 30 年度	19	令和 4 年度	—
		令和元年度	23	令和 5 年度	—
平成 28 年度	22	令和 2 年度	26	令和 6 年度	—
平成 29 年度	17	令和 3 年度	15	令和 7 年度	—

特定外来生物（アライグマ）の捕獲頭数

特定外来生物であるアライグマの捕獲頭数をあらわしています。

目標: 令和 2 年度 -
令和 7 年度 -

単位: (頭/年)

評価・課題

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき埼玉県が策定した防除実施計画によりアライグマを防除していますが、年々増加傾向にあります。

基準年度値 (平成 26 年度)	105	平成 30 年度	115	令和 4 年度	—
		令和元年度	171	令和 5 年度	—
平成 28 年度	136	令和 2 年度	262	令和 6 年度	—
平成 29 年度	119	令和 3 年度	201	令和 7 年度	—

主な施策の実施状況

(1) かわごえ生き物調査会の開催

生物多様性の普及・啓発や自然環境の保全の意識を高めること、市内に生息する生き物のデータの収集・蓄積を行うことを目的として、平成28年度から市民参加による生物調査として、「かわごえ生き物調査会」を開催しました。



かわごえ生き物調査会

(2) ビオトープの整備

菅間緑地、富士見六地蔵公園、吉田白髭緑地、仙波河岸史跡公園の各一部をビオトープ空間として整備しました。これらの都市公園では、観察施設を設置する等して、自然環境学習の場としても位置付けています。



仙波河岸史跡公園

(3) 特定外来生物（アライグマ）の防除

近年、アライグマによる生態系被害、生活環境被害及び農作物被害が増加しているため、本市においても、埼玉県の「アライグマ防除実施計画」に基づき、積極的な防除を実施しています。

令和3年度は、201 頭捕獲しました。(ほか有害鳥獣捕獲として、186 頭捕獲しました。)

(4) 多自然型護岸整備

国、県、市が行う河川整備において、三面コンクリート護岸を見直し、自然工法を採用することで水生生物等の生息・生成環境の確保に取り組んでいます。水際の植生や魚類等の生育環境に配慮した、ふとん籠護岸、擬木水路植栽護岸、自然石護岸、養生マット護岸、板柵水路工など自然環境の確保が期待される事業を実施しています。



多自然型護岸(笠幡地区)

環境目標 3

第 4 節

貴重な緑の保全

わが国の国土の約3分の2は森林で占められており、木材等の供給のみならず、地球温暖化対策や生物多様性の保全への寄与等の多面的機能を有しています。

本市には、武蔵野の面影を残す雑木林等とともに、荒川、入間川、小畔川、新河岸川等の河川、広大な水田、畑、湿地など自然的な環境が多く残されています。緑豊かな自然を将来の世代に引き継いでいくために、貴重な緑の保全・整備を推進します。

環境指標の目標と推移

緑地面積

法・条例等の指定を受けた樹林地、農業振興地域、公共施設緑地、生産緑地、都市公園、樹林地の公有地化面積、児童遊園及び環境政策課所管の寄付地の合計面積をあらわしています。

目標:令和2年度 -
令和7年度 -

単位:(ha)

評価・課題

農業振興地域等が減少しています。保存樹林については、引き続き指定拡充に努めます。公共施設緑地については、緑の募金を活用する等して緑を充実させていきます。

基準年度値 (平成26年度)	2,830	平成30年度	2,830	令和4年度	—
		令和元年度	2,813	令和5年度	—
平成28年度	2,835	令和2年度	2,823	令和6年度	—
平成29年度	2,830	令和3年度	2,819	令和7年度	—

樹林地の面積

固定資産税概要調書に基づく、地目別土地(山林)の面積をあらわしています。

目標:令和2年度 -
令和7年度 -

単位:(㎡)

評価・課題

山林が減少している理由として、所有者の高齢化が進み、山林を維持・管理することが困難な状況になってきていること、相続税対策によって山林が売却され、伐採されてしまうことなどが考えられます。

基準年度値 (平成26年度)	3,614,000	平成30年度	3,395,000	令和4年度	—
		令和元年度	3,329,000	令和5年度	—
平成28年度	3,519,000	令和2年度	3,286,000	令和6年度	—
平成29年度	3,483,000	令和3年度	3,235,000	令和7年度	—

樹林地の公有地化面積

(仮称)川越市森林公園、池辺公園及び環境政策課所管の寄付地の合計面積をあらわしています。

目標:令和2年度 -
令和7年度 -

単位:(㎡)

評価・課題

市南部の武蔵野の面影を残す雑木林は大変貴重であり、これを保全するとともに緑の中のレクリエーションの場として整備を進めていく必要があります。

基準年度値 (平成26年度)	97,090	平成30年度	111,190	令和4年度	—
		令和元年度	111,190	令和5年度	—
平成28年度	99,076	令和2年度	111,190	令和6年度	—
平成29年度	104,245	令和3年度	114,400	令和7年度	—

市民の森など法令等による指定面積

市民の森、保存樹林及びふるさとの緑の景観地の合計面積をあらわしています。

令和3年度末時点で、市民の森 39,643 ㎡、保存樹林 378,524 ㎡、ふるさとの緑の景観地 479,520 ㎡の合計 897,687 ㎡が指定されています。

目標:令和2年度 1,583,960
令和7年度 2,000,000

単位:(㎡)

評価・課題

保存樹林は、相続などによる指定の解除により減少傾向にありますが、今後も指定拡充に努めていきます。

基準年度値 (平成26年度)	1,019,768	平成30年度	944,474	令和4年度	—
		令和元年度	926,992	令和5年度	—
平成28年度	996,245	令和2年度	917,188	令和6年度	—
平成29年度	960,695	令和3年度	897,687	令和7年度	—

保存樹木数

川越市保存樹木等の指定等に関する要綱に基づく保存樹木の指定本数をあらわしています。

市街化区域内の樹木で、次のいずれかに該当している健全な樹木を指定しています。(①1.5mの高さにおける幹周1.5m以上、②樹高15m以上、③つる性樹木で枝葉面積30㎡以上)

目標:令和2年度 290
令和7年度 340

単位:(本)

評価・課題

広報川越、市のホームページ等を通じたPRに加え、要件を満たす樹木を探し、指定について働きかける等、指定拡充を図っていきます。

基準年度値 (平成26年度)	228	平成30年度	183	令和4年度	—
		令和元年度	177	令和5年度	—
平成28年度	213	令和2年度	158	令和6年度	—
平成29年度	201	令和3年度	149	令和7年度	—

人・農地プランで位置付けられた地域の中心となる経営体の累計数

人・農地プランで位置付けられた地域の中心となる経営体の累計数をあらわしています。

目標:令和2年度 150

令和7年度 200

単位:(経営体)

評価・課題

市内12地域において、より地域の実情に合わせたプランである「人・農地プランの実質化」が完了しています。今後も随時プランの更新を進めていきます。

基準年度値 (平成26年度)	36	平成30年度	291	令和4年度	—
		令和元年度	292	令和5年度	—
平成28年度	135	令和2年度	310	令和6年度	—
平成29年度	241	令和3年度	280	令和7年度	—

主な施策の実施状況

(1)市民の森指定事業

川越市民の森指定要綱に基づき、民有の樹林地を市民の森として指定し、樹林地を保全するとともに市民の憩いの場として提供しています。

○指定基準

面積が概ね 3,000 m²以上の樹木が健全な樹林で、市民の利用が見込めるもの。

○市民の森一覧

第1号(小堤31番他)	13,533 m ²
第6号(笠幡1674番1他)	3,224 m ²
第7号(中台3丁目13番1他)	6,458 m ²
第8号(大袋452番1他)	14,408 m ²
第9号(笠幡2646番1)	2,020 m ²
合計	39,643 m ²



市民の森第8号

(2)くぬぎ山地区自然再生事業

本市南部から所沢市、狭山市及び三芳町に広がる通称「くぬぎ山地区」は、樹林地として貴重な地区となっています。県や近隣市町等との広域的な取組である「くぬぎ山地区自然再生協議会」と協力し、自然の保全・再生・維持管理に努めています。

(3)環境保全型農業の促進と平地林の保全

日本農業遺産に登録された、武蔵野の落ち葉堆肥農法等、環境保全型農業の普及・啓発を図っています。

環境目標 3

第 5 節

多様な緑の 創出・育成

市街地における緑は、私たちの生活に潤いと安らぎを与えてくれるとともに、本市の歴史的な町並みの形成における魅力づくりに欠くことのできない重要な要素となっています。

緑を生かした魅力的な都市空間づくりや都市公園の整備を進め、多様な緑の創出・育成を推進します。

環境指標の目標と推移

緑化本数

苗木配布事業、緑の募金交付金緑化事業(家庭募金・一般募金)等で配布または植栽した樹木の本数をあらわしています。(地被類含む)

目標:令和2年度 -
令和7年度 -

単位:(本/年)

評価・課題

緑の募金からの交付金について、緑化に役立てることができました。

募金に協力いただいた市民に対し、募金の用途を明確にし、今後も継続的に募金に協力いただけるよう努めます。

基準年度値 (平成26年度)	1,320	平成30年度	800	令和4年度	—
		令和元年度	1,298	令和5年度	—
平成28年度	1,269	令和2年度	2,314	令和6年度	—
平成29年度	1,222	令和3年度	2,810	令和7年度	—

緑地面積【再掲】

第2章・第4節を参照ください。

1人当たりの都市公園面積

市民1人当たりの都市公園面積をあらわしています。

目標: 令和2年度 5.10

令和7年度 6.79

単位: (㎡)

評価・課題

都市公園数は増えていますが、1人当たりの都市公園面積については人口変動等の影響もあり目標値を下回っています。

都市公園については、市民の身近な憩いの場、やすらぎの場となるほか、災害時には防災拠点、避難場所として重要なスペースとなるため、今後も継続的に整備を進めていく必要があります。

基準年度値 (平成26年度)	4.66	平成30年度	4.69	令和4年度	—
		令和元年度	4.70	令和5年度	—
平成28年度	4.70	令和2年度	4.72	令和6年度	—
平成29年度	4.69	令和3年度	4.72	令和7年度	—

都市公園数

市内で開設している都市公園の箇所数をあらわしています。

目標: 令和2年度 321

令和7年度 336

単位: (箇所)

評価・課題

都市公園については、市民の身近な憩いの場、やすらぎの場となるほか、災害時には防災拠点、避難場所として重要なスペースとなるため、今後も継続的に整備を進めていく必要があります。

基準年度値 (平成26年度)	303	平成30年度	320	令和4年度	—
		令和元年度	322	令和5年度	—
平成28年度	314	令和2年度	324	令和6年度	—
平成29年度	318	令和3年度	325	令和7年度	—

緑に関する講座数

緑に関する講座の実施回数をあらわしています。

目標: 令和2年度 —

令和7年度 —

単位: (回/年)

評価・課題

緑のカーテン講座、市の緑地保全・緑化推進の取り組み等について、出前講座を開催しています。

講座内容の充実を更に図っていく必要があります。

基準年度値 (平成26年度)	4	平成30年度	1	令和4年度	—
		令和元年度	1	令和5年度	—
平成28年度	5	令和2年度	0	令和6年度	—
平成29年度	2	令和3年度	0	令和7年度	—

主な施策の実施状況

(1) 苗木配布事業

市民の緑に関する意識の向上及び各家庭における緑化の推進を図ることを目的とし、市民に苗木をプレゼントする事業を実施しています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しました。



苗木配布

(2) 公園の整備事業

地域の身近な公園として、街区公園を整備するとともに、既設の公園も含めた維持管理の徹底を図りました。

令和3年度は、新たに2箇所の都市公園を開設しました。

(3) 緑のリサイクルの推進

市内で発生したせん定枝を資源化し、緑のリサイクルを推進しています。

令和3年度は、344,350 kg のせん定枝をリサイクルしました。

環境目標 4

第 6 節

大気環境の保全

市内の大気汚染については、各種施策の効果により改善傾向にありますが、私たちが健やかな生活を送るためには、今後も自動車や事業活動等に伴う大気汚染対策が必要です。これからも、モニタリング体制の充実、原因物質の排出抑制対策を推進し、健康被害を防止します。

環境指標の目標と推移

大気環境基準達成状況

大気汚染物質の環境基準が定められている項目について、大気汚染防止法第22条に基づき、川越、霞ヶ関及び高階測定局において一般環境での大気汚染状況を、仙波測定局において沿道環境での大気汚染状況を、自動測定機器により常時監視しています。

4測定局で測定している合計17項目(SO₂、SPM、O_x、NO₂、CO、及びPM2.5)の環境基準の達成状況を評価しています。

目標: 令和2年度 82

令和7年度 100

単位: (%)

評価・課題

SO₂、SPM、NO₂、CO、及びPM2.5については、測定している測定局全てで環境基準を達成しました。しかし、O_xについては3測定局全てで環境基準を達成することができませんでした。

O_x濃度については、全国的に見ても環境基準を達成している測定局がほとんどなく、越境汚染対策などを含めた広域的な対策が必要です。

基準年度値 (平成26年度)	71	平成30年度	82	令和4年度	—
		令和元年度	82	令和5年度	—
平成28年度	82	令和2年度	82	令和6年度	—
平成29年度	82	令和3年度	82	令和7年度	—

PM2.5の 대기環境基準達成状況

大気汚染物質の環境基準が定められている項目について、大気汚染防止法第22条に基づき、川越、霞ヶ関及び高階測定局において一般環境での大気汚染状況を、仙波測定局において沿道環境での大気汚染状況を、自動測定機器により常時監視しています。

そのうち、4測定局全てで測定しているPM2.5の測定結果から、環境基準である1日平均値の98%値(1年間の測定で得られる1日平均値のうち、低い方から数えて98%に相当する値)を算出し、環境基準の達成状況を評価しています。

目標: 令和2年度 75

令和7年度 100

単位: (%)

評価・課題

4測定局全てで環境基準を達成しました。

基準年度値 (平成26年度)	0	平成30年度	100	令和4年度	—
		令和元年度	100	令和5年度	—
平成28年度	100	令和2年度	100	令和6年度	—
平成29年度	100	令和3年度	100	令和7年度	—

光化学オキシダント(Ox)の 대기環境基準達成状況

一般環境測定局3局で測定している光化学オキシダント(Ox)の測定結果の環境基準の達成状況を評価しています。

目標: 令和2年度 33

令和7年度 100

単位: (%)

評価・課題

Oxについては、3測定局全てで環境基準を達成することができませんでした。

Ox濃度については、全国的に見ても環境基準を達成している測定局がほとんどなく、越境汚染対策などを含めた広域的な対策が必要です。

基準年度値 (平成26年度)	0	平成30年度	0	令和4年度	—
		令和元年度	0	令和5年度	—
平成28年度	0	令和2年度	0	令和6年度	—
平成29年度	0	令和3年度	0	令和7年度	—

有害大気汚染物質の環境基準達成状況

大気汚染防止法第18条の44及び第22条に基づき、川越、高階及び仙波測定局において有害大気汚染物質による大気汚染の状況を、常時監視しています。

そのうち、環境基準が定められている4物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン)の環境基準の達成状況を評価しています。

目標:令和2年度 100

令和7年度 100

単位:(%)

評価・課題

4物質全てで環境基準を達成しました。

※令和3年度は川越及び高階測定局でのみ測定を実施しました。

基準年度値 (平成26年度)	100	平成30年度	100	令和4年度	—
		令和元年度	100	令和5年度	—
平成28年度	100	令和2年度	100	令和6年度	—
平成29年度	100	令和3年度	100	令和7年度	—

公害苦情件数

公害問題に係る年間の苦情処理件数です。苦情があった場合、現地調査を行い状況を把握した上で指導等を行っています。

目標:令和2年度 -

令和7年度 -

単位:(件/年)

評価・課題

苦情件数105件の内訳は、大気汚染25件、水質汚濁0件、土壌汚染0件、騒音53件、振動13件、地盤沈下0件、悪臭12件、その他2件でした。

平成26年度と比較すると、17件の増加となっています。

基準年度値 (平成26年度)	88	平成30年度	88	令和4年度	—
		令和元年度	101	令和5年度	—
平成28年度	50	令和2年度	102	令和6年度	—
平成29年度	51	令和3年度	105	令和7年度	—

主な施策の実施状況

(1)大気汚染の監視

本市の大気汚染常時監視測定局は、一般環境大気測定局として川越・高階・霞ヶ関測定局、自動車排出ガス測定局として仙波測定局の計4局があり、自動測定機器を設置して常時監視を行っています。

有害大気汚染物質について、平成9年10月よりモニタリングを実施しています。

(2)大気中のアスベスト濃度測定結果

大気中のアスベスト(石綿)濃度を把握するために、年2回の測定を実施しました。平成22年度にアスベストモニタリングマニュアルが改訂され、大気中の総繊維数濃度が1本/Lを超えた検体について詳細分析をする方法になりました。令和3年度の測定においては、総繊維数濃度が1本/Lを超えた検体が多かったため、低温灰化による無機繊維数濃度の測定及び電子顕微鏡によるアスベスト繊維数濃度の測定は実施しませんでした。

○総繊維数濃度測定結果(令和3年度)

単位:(本/L)

調査地域	夏期平均	冬期平均	年平均
川越測定局	0.17	0.18	0.17

* 平均は幾何平均値。

環境目標 4

第 7 節

水環境の保全

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、大気、土壌等の他の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与え続けてきました。また、水は循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきました。

雨水貯留浸透などの水の機能の確保、湧水地などの親水空間の整備、水質汚濁の防止・土壌汚染対策等、健全な水循環を維持し、または回復するための施策を推進することで、水環境等の保全を図ります。

環境指標の目標と推移

下水道雨水貯留浸透事業数

雨水を貯留浸透させる事業の実施箇所数をあらわしています。

目標：令和 2 年度 21

令和 7 年度 22

単位：（箇所）

評価・課題

設置場所については、公共用地の占用を基本としているため、土地の確保が課題です。

基準年度値 （平成 26 年度）	21	平成 30 年度	23	令和 4 年度	—
		令和元年度	23	令和 5 年度	—
平成 28 年度	21	令和 2 年度	24	令和 6 年度	—
平成 29 年度	23	令和 3 年度	24	令和 7 年度	—

家庭雨水貯留槽設置数

「雨水対策施設設置補助金」を交付した浸透枿・小型貯留槽の累積設置数です。

雨水の一時的な流出抑制及び有効利用を図るため、屋根に降った雨水の一部を雨水対策施設により処理した場合、その費用の一部を補助する制度を平成9年度より実施しています。雨水対策施設は、浸透型（雨水浸透枿）、利用型（小型貯留槽）、複合型（浸透型と利用型の併用）の3タイプがあります。

令和3年度は、浸透型16基、利用型26基の合計42基が設置されました。

目標：令和2年度 960

令和7年度 1,170

単位：(基)

評価・課題

令和3年度は、合計42基が設置されました。今後も引き続き、市広報への掲載や公共施設にパンフレットを設置するなど制度の普及に努めていきます。

基準年度値 (平成26年度)	702	平成30年度	820	令和4年度	—
		令和元年度	839	令和5年度	—
平成28年度	759	令和2年度	859	令和6年度	—
平成29年度	788	令和3年度	901	令和7年度	—

公共施設雨水貯留浸透対策量

川越市内の県立高校及び小中学校の雨水貯留浸透対策の総量をあらわしています。

既開発地については、公共公益施設に流出抑制対策を講じています。

昭和56年度の野田中学校の校庭貯留を始めに、主に小中高等学校の校庭を利用して貯留・浸透による雨水対策を実施しています。

目標：令和2年度 55,000 以上

令和7年度 55,000 以上

単位：(m³)

評価・課題

雨水を一時貯留または浸透させることにより、河川への雨水流出を抑制することを目的としています。
 今後は公共施設等の施工可能なところを実施していきます。

基準年度値 (平成26年度)	54,305	平成30年度	54,305	令和4年度	—
		令和元年度	54,305	令和5年度	—
平成28年度	54,305	令和2年度	54,305	令和7年度	—
平成29年度	54,305	令和3年度	54,305	令和7年度	—

公共施設雨水利用施設数

雨水貯留施設を設置し、雨水をトイレや散水用の水として利用している公共施設数をあらわしています。

目標：令和2年度 —

令和7年度 —

単位：(箇所)

評価・課題

公共施設の建設の際には、雨水利用施設の設置を推進していきます。

基準年度値 (平成26年度)	22	平成30年度	23	令和4年度	—
		令和元年度	25	令和5年度	—
平成28年度	22	令和2年度	25	令和6年度	—
平成29年度	23	令和3年度	25	令和7年度	—

開発による雨水流出抑制対策量

民間企業等が開発行為をする際に指導した雨水貯留浸透対策の総量をあらわしています。
昭和三十八年度より、個人住宅・開発行為等の敷地面積 500 m²以上の場合について、浸透トレンチまたは貯留施設等の雨水流出抑制対策の指導を行っています。

目標:令和2年度 —
令和7年度 —

単位:(m³)

評価・課題

近年、時間当たりの雨量が異常に増加し、河川に流出する雨水が急速に増大することが多くなっています。それを抑制するために今後も指導を行っていきます。

基準年度値 (平成26年度)	502,959	平成30年度	552,354	令和4年度	—
		令和元年度	584,826	令和5年度	—
平成28年度	529,580	令和2年度	612,243	令和6年度	—
平成29年度	541,943	令和3年度	621,450	令和7年度	—

市内湧水の箇所数

平成9年の調査で市が把握した26箇所の湧水について、継続的に現地調査を実施しています。令和3年度は年2回の調査を実施しました。

目標:令和2年度 —
令和7年度 —

単位:(箇所/年)

評価・課題

市で把握している26箇所の湧水地について、湧水を確認することができました。降雨量等の影響を受け状況が変化するので、今後も長期的に継続した調査が必要です。

基準年度値 (平成26年度)	26	平成30年度	26	令和4年度	—
		令和元年度	26	令和5年度	—
平成28年度	26	令和2年度	26	令和6年度	—
平成29年度	26	令和3年度	26	令和7年度	—

水質汚濁に係る環境基準達成状況

公共用水域の水質調査を実施しています。生活環境の保全に関する項目であるBODの環境基準が適用されている9地点について、令和3年度は、全地点で環境基準を達成しました。

達成状況(%)=(BOD基準達成地点数/BOD基準適用地点数)×100で算出しています。

目標:令和2年度 100
令和7年度 100

単位:(%)

評価・課題

全地点で環境基準を達成していることが確認できました。今後も継続した水質調査を実施し、環境基準の達成状況を見ていく必要があります。

基準年度値 (平成26年度)	89	平成30年度	100	令和4年度	—
		令和元年度	100	令和5年度	—
平成28年度	89	令和2年度	89	令和6年度	—
平成29年度	89	令和3年度	100	令和7年度	—

健康項目の公共用水域環境基準達成状況

公共用水域の水質調査を実施しています。令和3年度は、人の健康の保護に関する項目について、12地点で水質調査を実施し、全地点で環境基準を達成しました。

達成状況(%)=(健康項目基準達成地点数/公共用水域調査地点数)×100で算出しています。

目標:令和2年度 100

令和7年度 100

単位:(%)

評価・課題

健康項目について、環境基準は超えていませんが微量検出されることはあるので、今後も継続した調査が必要です。

基準年度値 (平成26年度)	100	平成30年度	100	令和4年度	—
		令和元年度	100	令和5年度	—
平成28年度	100	令和2年度	100	令和6年度	—
平成29年度	100	令和3年度	100	令和7年度	—

生活排水処理率

家庭の台所や風呂から排出される汚水が、適切に処理されているかをあらわす指標で、この数値が高いほど、川への汚染が少なく、生活環境の保全につながります。

生活排水処理率は、次の式で計算します。

生活排水処理率(%)=

(下水道処理可能人口+農業集落排水整備区域内人口+合併処理浄化槽利用人口)÷行政人口×100

目標:令和2年度 98.6

令和7年度 100

単位:(%)

評価・課題

下水道、農業集落排水への接続、合併処理浄化槽の設置等により、処理率が向上しました。継続して下水道及び農業集落排水区域の拡大、合併処理浄化槽への転換の推進が必要です。

基準年度値 (平成26年度)	94.3	平成30年度	95.9	令和4年度	—
		令和元年度	96.0	令和5年度	—
平成28年度	94.8	令和2年度	96.1	令和6年度	—
平成29年度	95.4	令和3年度	96.4	令和7年度	—

地下水環境基準達成状況

地下水モニタリングにより、環境基準達成状況を把握しています。

令和3年度は、埼玉県測定計画に基づく県概況調査(地域の全体的な地下水質状況を把握するための調査)3地点、県継続監視調査(汚染が確認された地点の継続調査)13地点、市独自の市継続監視調査5地点を実施しました。4年間の結果で見ると、27メッシュで基準を達成、5メッシュで基準を超過しています。

達成状況(%)=(4年間環境基準達成メッシュ数/32メッシュ)×100で算出しています。

目標:令和2年度 現状値以上
令和7年度 現状値以上

単位:(%)

評価・課題

市内を概ね2kmメッシュに分割した全32メッシュのうち、4年間評価で5メッシュの環境基準が達成できませんでした。新たな汚染が発生しないように事業所指導及び地下水監視が重要です。

基準年度値 (平成26年度)	72	平成30年度	78	令和4年度	—
		令和元年度	78	令和5年度	—
平成28年度	75	令和2年度	81	令和6年度	—
平成29年度	78	令和3年度	84	令和7年度	—

主な施策の実施状況

(1)啓発事業

「水の大切さ」について一層の理解と節水意識の高揚を図るため、例年、各種イベントを実施しています。令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じた上で、7月10日・11日に水道週間ポスターコンクール入賞作品展を行いました。また、感染症拡大防止の観点から以下のイベントは中止としました。

○中止となったイベント

イベント名	実施時期	実施場所
浄水場施設開放	6月上旬	中福受水場又は霞ヶ関第二浄水場
いのちの水を訪ねる 上下流交流事業 (小鹿野町と川越市の 小学生及びその保護 者の交流会)	8月下旬	合角ダム及びその周辺



水道週間ポスターコンクール
特賞作品
中央小学校1年 天野 匠

(2)下水道雨水貯留浸透事業

雨水の流出抑制、地下水の涵養を図るため、公共施設の屋根雨水等を貯留浸透させる下水道雨水貯留浸透事業を、平成5年度から実施しています。

令和2年度までに、以下の表のとおり実施しました。

○公共施設等における雨水貯留浸透事業実施箇所数

年度	設置場所	貯留量 (m ³)	備考
平5年度	南文化会館	200.0	道路雨水を地下貯留浸透
平6年度	三久保町	83.2	道路雨水を地下貯留浸透
平7年度	川越小学校	3.9	体育館の屋根雨水を地下貯留浸透
平8年度	新宿小学校	20.8	校舎南側半分の屋根雨水を地下貯留浸透
平9年度	仙波小学校	20.0	北校舎北側半分の屋根雨水を地下貯留浸透
平9年度	南台1丁目	180.0	道路雨水を地下貯留浸透
平10年度	南台1丁目	26.4	道路雨水を地下貯留浸透
平10年度	南文化会館	1,600.0	道路雨水を地下貯留浸透
平10年度	川越第一中学校	243.0	校舎・柔剣道場・技術科棟の屋根雨水を地下貯留浸透
平11年度	中央小学校	177.0	校舎・特別教室の屋根雨水を地下貯留浸透
平12年度	仙波町2丁目市営住宅	67.0	市営住宅敷地内雨水及び建物屋根雨水を地下貯留浸透
平14年度	霞ヶ関北2丁目	3,000.0	旧汚水処理場を環境改善と処理区域拡大
平16年度	市道0050号線調整池	4,647.0	道路雨水を地下貯留浸透
平16年度	南台3丁目	1,300.0	南大塚駅南口周辺地域の雨水を地下貯留
平16年度	大字寺尾地内	240.0	寺尾小学校南側地区の雨水を江川都市下水路に排出
平17年度	南台2丁目	1,500.0	南大塚駅北口周辺地域の雨水を地下貯留
平20年度	新宿町1丁目	1,000.0	川越駅西口周辺の雨水を地下貯留浸透
平22年度	川越女子高校校庭	1,500.0	川越女子高校周辺の雨水を地下浸透
平23年度	通町地内	1,000.0	通町地内の道路雨水を地下貯留浸透
平23年度	大字的場地内	750.0	的場関越自動車道高架付近の道路雨水を地下貯留浸透
平23年度	大字砂地内	1,000.0	雨水を地下貯留浸透
平29年度	大字砂地内	71.2	新河岸駅西口周辺の雨水を地下貯留
平29年度	大字砂地内	32.8	新河岸駅東口周辺の雨水を地下貯留
令2年度	藤原町地内	386.0	藤原町第二公園周辺の雨水を地下貯留

※平成16年度から、公共施設以外の地下貯留浸透事業等をカウントしています。

(3)雨水対策施設設置補助事業

雨水の一時的な流出抑制及び有効利用を図るため、屋根に降った雨水を地中へ浸透させる施設(浸透枳)、貯留し利用する施設(小型貯留槽)を設置する方に対し、工事費の一部を補助する事業を平成9年度から実施しています。

令和3年度は、浸透型(浸透枳)16基、利用型(小型貯留槽)26基に対し補助金を交付しました。

○雨水対策施設設置補助金交付要綱

・浸透型[地中に雨水を戻すための雨水浸透枳:30ℓ以上]4基まで

1基 19,000円、2基 33,000円、3基 46,000円、4基 58,000円

・利用型[雨水を溜めて使用する小型貯留槽:内容量100ℓ以上]2基まで

1基 19,000円、2基 38,000円

・複合型[浸透型(4基まで)と利用型(2基まで)を併せて設置する場合]最高6基まで

※設置工事に要した経費に1/2を乗じて得た額と上記限度額のいずれか小さい額が補助金額となる。

○雨水対策施設設置補助金交付状況

年度	浸透型	利用型
平成 9 年度	19	25
平成 10 年度	39	20
平成 11 年度	11	9
平成 12 年度	36	7
平成 13 年度	32	10
平成 14 年度	24	8
平成 15 年度	12	10
平成 16 年度	23	17
平成 17 年度	13	15
平成 18 年度	35	17
平成 19 年度	18	24
平成 20 年度	18	16
平成 21 年度	34	19
平成 22 年度	5	22
平成 23 年度	23	27
平成 24 年度	16	20
平成 25 年度	16	28
平成 26 年度	17	17
平成 27 年度	8	19
平成 28 年度	10	20
平成 29 年度	15	14
平成 30 年度	16	16

年度	浸透型	利用型
令和元年度	5	14
令和 2 年度	5	15
令和 3 年度	16	26
合計	466	435



小型貯留槽

(4)水質汚濁の監視

市内の河川等の公共用水域の水質汚濁状況を把握するため、定期的に水質の測定を行っています。

昭和59、60年度に行った市内全域調査で確認された汚染井戸について、継続的に調査(市継続監視調査)を行っています。また、平成元年度からは、水質汚濁防止法に基づく調査(県概況調査、県継続監視調査)を行っています。

公共用水域における有害物質及び有機物の蓄積状況を把握するため、定期的に河川底質調査を実施しています。

生物の生息・生育状況により総合的な水質環境を把握するため、河川生物調査を実施しています。

(5)不老川浄化対策

平成3年8月に不老川流域が「生活排水対策重点地域」に指定されたため、平成4年3月に「不老川生活排水対策推進計画」を策定しま

した。この計画を平成19年3月に第二次計画、平成29年3月に第三次計画へと改定し、引き続き生活排水に関わる啓発活動等に努めています。

平成6年4月には「川越市生活排水対策指導員要綱」を定め、同年6月に生活排水対策の啓発に携わる指導員を選任しました。指導員は不老川流域の水質調査・生活排水対策研修会への参加等の活動をしています。

埼玉県では不老川水質環境保全対策事業として、荒川右岸川越浄化プラントの処理水を狭山市の南入曾までポンプ圧送し、不老川に還元することで水質改善と水量を確保する事業を行っています。また、不老川に流入する久保川の下流に水質浄化施設を設置しました。

(6)伊佐沼関連水質浄化対策

平成17年度から、伊佐沼の水質保全と周辺整備を一体的かつ地域住民と協働しながら推進するため「川越市伊佐沼及び伊佐沼周辺整備推進委員会」、「同連絡会議」を設置し、水質浄化を進めています。

啓発事業として、ハス、ヨシの再生に向けての事業を進めるとともに、浮島等の水質浄化のための施設及び啓発看板の設置を行っています。

恒久対策として、公共下水道の整備や御成都市下水路のしゅんせつ工事を行うとともに、平成4年度から合併処理浄化槽設置整備補助事業が開始されました。平成12年度からは、農業集落排水事業を実施しています。

また、平成21年度から平成24年度において、親水護岸の整備やヨシ等の植栽(県営地域用水環境整備事業)により、自然環境の保全・水質の改善等を目的とした事業を実施しました。

(7)農業集落排水処理施設

平成18年4月から鴨田農業集落排水処理施設、平成24年4月から石田本郷農業集落排水処理施設の供用が始まりました。この施設は、農業集落における農業用排水の水質保全及び生活環境の改善を図るために、農林水産省の農業集落排水統合補助事業(鴨田地区)及び農業集落排水資源循環統合補助事業(石田本郷地区)として、国・県の補助金、市費、受益者負担によって建設されました。

(8)公共施設における雨水利用の推進・啓発

廃棄物を再利用するなどして作った雨水貯留槽を、公共施設に設置し、花壇の水やりや車の洗淨等に雨水を有効利用しています。

また小学校では、雨水を学校ビオトープの水源として使用するなど、環境学習等にも役立てています。



久保川水質浄化施設



現在の伊佐沼



鴨田農業集落排水処理施設



雨水利用(東清掃センター)

環境目標 4

第 8 節

化学物質等の 環境リスク対策

私たちの生活では、多くの化学物質が様々な用途で使用されています。中には人の健康や生態系に影響を及ぼすような物質も存在しています。このため、化学物質に対する意識啓発、情報発信、適正管理等を通じて、有害化学物質対策を進めます。

また、放射性物質等、新たな環境リスクについても施策を展開し、市民等の安全・安心な暮らしと健康を守ります。

環境指標の目標と推移

化学物質の環境への排出量

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、事業者からの化学物質排出状況等を把握し、公表しています。

目標：令和 2 年度 -
令和 7 年度 -

単位：(t/年)

評価・課題

令和元年度の排出量 317t の内訳は、大気への排出量 316t、公共用水域への排出量 1t となっています。

基準年度値 (平成 26 年度)	276 (平成 24 年度)	平成 30 年度	292 (平成 28 年度)	令和 4 年度	—
		令和元年度	315 (平成 29 年度)	令和 5 年度	—
平成 28 年度	285 (平成 26 年度)	令和 2 年度	319 (平成 30 年度)	令和 6 年度	—
平成 29 年度	300 (平成 27 年度)	令和 3 年度	317 (令和元年度)	令和 7 年度	—

有害大気汚染物質の環境基準達成状況【再掲】

第 2 章・第 6 節を参照ください。

ダイオキシン類環境基準達成状況（大気、土壌、水質）

ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項に基づき、ダイオキシン類の常時監視（大気環境、土壌、河川水質、地下水質及び河川底質）を行っています。

目標：令和2年度 100

令和7年度 100

単位：（％）

評価・課題

全ての項目（大気環境、土壌、河川水質、地下水質及び河川底質）で環境基準を達成しました。

基準年度値 （平成26年度）	100	平成30年度	100	令和4年度	—
		令和元年度	100	令和5年度	—
平成28年度	100	令和2年度	100	令和6年度	—
平成29年度	100	令和3年度	100	令和7年度	—

大気空間放射線量基準達成状況

大気中の放射線量を把握するため、市内14地点で空間放射線量モニタリングを実施しています。
達成状況（％）＝放射性物質汚染対処特措法の基準値（ $0.23 \mu\text{Sv/h}$ ）の達成率

目標：令和2年度 100

令和7年度 100

単位：（％）

評価・課題

全14地点で基準値を達成しました。

基準年度値 （平成26年度）	100	平成30年度	100	令和4年度	—
		令和元年度	100	令和5年度	—
平成28年度	100	令和2年度	100	令和6年度	—
平成29年度	100	令和3年度	100	令和7年度	—

主な施策の実施状況

(1)ダイオキシン類調査

令和3年度に実施した大気、土壌、河川水、地下水及び底質の環境調査の結果は、以下のとおりです。すべての測定結果が環境基準を達成しました。

○大気調査結果(令和3年度)

単位: (pg-TEQ/m³)

調査地点	ダイオキシン類					環境基準値
	春期	夏期	秋期	冬期	年平均	
川越測定局	0.012	0.010	0.011	0.0096	0.011	0.6
南文化会館	0.0085	0.010	0.013	0.011	0.011	

○土壌調査結果(令和3年度)

単位: (pg-TEQ/g)

調査地点	ダイオキシン類	環境基準値
山田中学校	1.4	1,000
武蔵野小学校	0.085	

○河川水調査結果(令和3年度)

単位: (pg-TEQ/l)

調査地点	ダイオキシン類	環境基準値
初雁橋(入間川)	0.045	1
旭橋(新河岸川)	0.10	
不老橋(不老川)	0.044	

○地下水調査結果(令和3年度)

単位: (pg-TEQ/l)

調査地点	ダイオキシン類	環境基準値
野田中学校防災井戸	0.041	1

○河川底質調査結果(令和3年度)

単位: (pg-TEQ/g)

測定地点	ダイオキシン類	環境基準値
初雁橋(入間川)	0.27	150
旭橋(新河岸川)	4.7	
不老橋(不老川)	0.96	

環境目標 5

第 9 節

歴史と文化を 生かした地域づくり

本市は、蔵造りの町並みをはじめ、城下町として栄えてきた時代の面影など、歴史的文化的遺産に恵まれています。先人から引き継がれた大切な遺産を地域の重要な景観資源として保全し、次の世代に継承していくため、歴史と文化を生かした地域づくりに努めます。

環境指標の目標と推移

伝統的建造物特定件数

重要伝統的建造物群保存地区に選定される川越市川越伝統的建造物群保存地区の歴史的風致及び伝統的建造物群を維持していると認められる建造物を、地区の保存計画に「伝統的建造物」として定めた件数です。

目標: 令和 2 年度 140

令和 7 年度 150

単位: (件)

評価・課題

令和3年度は伝統的建造物の特定はありませんでした。特定候補建造物所有者の意向をふまえ調査を行うなど、概ね毎年数件ずつ特定しています。

特定は所有者の同意が必要であることから、所有者等に対し建造物及び町並みの文化財的価値、伝建地区制度について十分に周知を図る必要があります。

また、特定後の保存修理に係る補助金交付要望に対応するための財源を安定的に確保する必要があります。

基準年度値 (平成 26 年度)	131	平成 30 年度	135	令和 4 年度	—
		令和元年度	135	令和 5 年度	—
平成 28 年度	133	令和 2 年度	136	令和 6 年度	—
平成 29 年度	135	令和 3 年度	136	令和 7 年度	—

歴史的地区環境整備街路事業の延長

歴みち事業（歴史的地区の環境を保全すると同時に、観光客や歩行者の安全を確保し、生活環境の保全を図る総合的な街路整備事業）の総延長のうち、整備済みの延長をあらわしています。

歴みち事業の実施により、歴史的文化遺産の発掘、整備を促進し、歴史的文化遺産の継承を図っています。

目標：令和2年度 1,690
令和7年度 2,090

単位：(m)

評価・課題

令和3年度は、連雀町新富町通線の舗装工事（350mのうち232m）を行いました。令和4年度は残りの舗装工事を行う予定です。令和7年度までの目標は達成しましたが、引き続き進捗を図っていきます。

基準年度値 (平成26年度)	1,320	平成30年度	1,470	令和4年度	—
		令和元年度	1,940	令和5年度	—
平成28年度	1,470	令和2年度	1,940	令和6年度	—
平成29年度	1,470	令和3年度	2,172	令和7年度	—

景観重要建造物及び都市景観重要建築物等の指定数

歴史と文化に富んだ「川越らしさ」を継承し、魅力あふれる快適なまちを形成することを目的として、「旧川越市都市景観条例」(昭和63年制定)に基づき、「都市景観重要建築物等」の指定を進めてまいりましたが、平成26年7月1日の、景観法に基づく「川越市景観計画」及び「川越市都市景観条例」の全面施行とともに、「旧川越市都市景観条例」の廃止に伴い指定を終了しました。現在は景観法に基づく「景観重要建造物」の指定を進めております。

令和3年度は、景観重要建造物の新規指定を1件、都市景観重要建築物から景観重要建造物への移行を1件実施しました。

目標：令和2年度 85以上
令和7年度 90以上

単位：(件)

評価・課題

平成26年度を最後に、都市景観重要建築物等の新規指定は終了しましたが、平成27年度より景観法に基づく景観重要建造物の新規指定及び景観重要建造物への移行を実施しています。

旧条例に基づく都市景観重要建築物等を、景観法に基づく景観重要建造物へ順次移行されるよう所有者等への働きかけを行うほか、景観重要建造物の新規指定を推進していく必要があります。

基準年度値 (平成26年度)	76	平成30年度	85	令和4年度	—
		令和元年度	85	令和5年度	—
平成28年度	84	令和2年度	85	令和6年度	—
平成29年度	84	令和3年度	86	令和7年度	—

河越館跡整備率

国指定史跡河越館跡の整備率を表しています。

目標: 令和 2 年度 78
令和 7 年度 100

単位: (%)

評価・課題

令和3年度で用地取得は完了し、今後は発掘調査及び道路付替工事を実施します。
第1期整備から10年以上経過しており、整備手法を含めて保存活用計画の策定が必要です。

基準年度値 (平成 26 年度)	30.4	平成 30 年度	30.4	令和 4 年度	—
		令和元年度	30.4	令和 5 年度	—
平成 28 年度	30.4	令和 2 年度	30.4	令和 6 年度	—
平成 29 年度	30.4	令和 3 年度	30.4	令和 7 年度	—

指定文化財の数

川越市内における指定文化財等の数をあらわしています。
内訳は、国指定等文化財16件、県指定文化財42件、市指定文化財 194 件となっています。

目標: 令和 2 年度 263
令和 7 年度 273

単位: (件)

評価・課題

文化財として価値のあるものを順次指定していますが、文化財の維持・修復に要する助成費用が増大しているのが現状です。

基準年度値 (平成 26 年度)	251	平成 30 年度	253	令和 4 年度	—
		令和元年度	253	令和 5 年度	—
平成 28 年度	252	令和 2 年度	253	令和 6 年度	—
平成 29 年度	252	令和 3 年度	252	令和 7 年度	—

登録有形文化財・登録記念物の数

川越市内の登録有形文化財の数をあらわしています。

文化財登録制度は、平成 8 年に文化財保護法を改正し制度化されたもので、緩やかな保護措置を講じ、従来の指定制度を補完するものです。文化財保護法では、「その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる」としています。

目標: 令和 2 年度 16
令和 7 年度 20 以上

単位: (件)

評価・課題

市内所在の有形文化財の悉皆調査の実施が課題です。

基準年度値 (平成 26 年度)	12	平成 30 年度	13	令和 4 年度	—
		令和元年度	13	令和 5 年度	—
平成 28 年度	13	令和 2 年度	13	令和 6 年度	—
平成 29 年度	13	令和 3 年度	13	令和 7 年度	—

主な施策の実施状況

(1) 景観重要建造物等

歴史と文化に富んだ「川越らしさ」を継承し、魅力あふれる快適なまちを形成することを目的として、「旧川越市都市景観条例」(昭和63年制定)に基づき、川越の都市景観を形成する上で重要な価値があると認められる建築物、工作物、樹木、樹林等を「都市景観重要建築物等」として指定し、保存に努めてきました。

平成26年7月1日の、景観法に基づく「川越市景観計画」及び「川越市都市景観条例」の全面施行とともに、「旧川越市都市景観条例」の廃止に伴い指定を終了しましたが、今後は景観法に基づく景観重要建造物の指定を進めていきます。

令和3年度は、景観重要建造物の新規指定を1件、都市景観重要建築物から景観重要建造物への移行を1件実施しました。

(2) 文化財の維持

文化財所有者や管理者の文化財に対する防火意識を高めるため、1月26日の「文化財防火デー」に合わせ、喜多院、東照宮、日枝神社を会場として防火訓練を実施しています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

(三芳野神社は、自主的に防火訓練を実施しています。)

(3) 文化財の調査事業

埋蔵文化財調査は、埋蔵文化財包蔵地内での開発がある場合に埋蔵文化財の有無を確認するため、試掘調査を行います。埋蔵文化財が確認された場合、開発業者との協議を経て本格的な発掘調査を実施します。また、史跡の確認調査等も行います。

令和3年度は、試掘調査を97件、発掘調査を12件行い、多数の遺構・遺物が検出されました。

(4) 重要伝統的建造物群保存地区

平成10年6月23日に「川越市伝統的建造物群保存地区保存条例」を制定し、重要伝統的建造物群保存地区選定に向けた取組を進めてきました。

平成11年4月9日、川越市川越伝統的建造物群保存地区を都市計画決定し、平成11年12月1日には、国から重要伝統的建造物群保存地区として選定されました。

令和元年12月1日には、国の重要伝統的建造物群保存地区選定20周年を迎え、まちづくりシンポジウムの開催等、記念行事を行いました。

現在、伝統的建造物136件、環境物件3件が特定されています。



修理前



(田中屋商店修理事業)



川越城跡第40次調査

(本丸御殿の基礎遺構検出場所を白線で加筆)



重要伝統的建造物群保存地区の町並み

環境目標5

第10節

快適に暮らせる まちづくり

都市環境を考える上で、景観に配慮したまちづくりや環境負荷の少ない交通体系の確立は、重要な課題として挙げられます。また、近年では、水害や地震等の自然災害への対応も大きな課題の一つとして浮上しています。

地域の特性や魅力を生かした都市機能の集約化を目指しながら、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを目指します。

環境指標の目標と推移

電線類の地中化延長

電線類の地中化工事を実施した区間の総延長をあらわしています。
令和3年度は実績なしですが、今後も関係課と連携を図り、事業を進めてまいります。

目標: 令和2年度 11,705
令和7年度 14,425

単位: (m)

評価・課題

電線類地中化事業箇所は、現在、継続箇所が1箇所、計画箇所が6箇所となっています。

基準年度値 (平成26年度)	9,425	平成30年度	10,490	令和4年度	—
		令和元年度	10,869	令和5年度	—
平成28年度	9,866	令和2年度	10,869	令和6年度	—
平成29年度	10,158	令和3年度	10,869	令和7年度	—

屋外広告物簡易除却数

屋外広告物法第7条第4項の規定に基づき、川越市屋外広告物条例に違反する立看板、張り紙、張り札等の除却数をあらわしています。

令和3年度は市民ボランティア(28団体 182名)及び川越市職員により、違反広告物の簡易除却を実施しました。

市民ボランティアによる除却数は901枚で、除却総数は2,699枚です。

また、月に一度川越市職員(道路環境整備課、都市計画部職員、収集管理課等)、県土整備事務所、川越警察署、東京電力(株)、NTT東日本との相互委託により一斉除却を実施しました。

目標:令和2年度 6,500

令和7年度 6,000

単位:(枚/年)

評価・課題

地道な除却活動によって、違反広告物の掲出件数自体が減少し、市民からの通報も減少しました。

繰り返し掲出される違反広告物を減少させるためには、適正な掲出への意識付けや屋外広告物条例への理解が重要です。

引き続き、市民等に対して屋外広告物条例の普及啓発に努めるとともに、市民ボランティアの登録についてPRを続けていく必要があります。

基準年度値 (平成26年度)	5,297	平成30年度	4,257	令和4年度	—
		令和元年度	5,087	令和5年度	—
平成28年度	4,090	令和2年度	3,676	令和6年度	—
平成29年度	4,006	令和3年度	2,669	令和7年度	—

都市景観形成地域指定数

川越市都市景観条例に基づき、地域の特色を生かした都市景観を形作っている地域及びこれからの優れた都市景観を創造していく地域の指定数をあらわしています。

「川越市都市景観形成基本計画」において、都市景観行政を集中的に行う必要がある8つの重点地域を定めています。そのうち3地域(川越駅西口地区、川越十力町地区、クリアモール・八幡通り・中央通り周辺地区)を「都市景観形成地域」に指定しています。

この3地域については、平成26年7月1日施行の「川越市景観計画」に位置付けました。

川越市歴史的風致維持向上計画における重点区域である喜多院周辺地区において、平成27年度より都市景観形成地域指定に向けて、地域の方と都市景観形成基準等について検討を実施。令和元年9月17日付で喜多院周辺地区を新たな「都市景観形成地域」に指定しました。

目標:令和2年度 4以上

令和7年度 5以上

単位:(地域)

評価・課題

指定地区を増やすために、従前の自主条例であった川越市都市景観条例を、より実効性のある景観法に基づく委任条例に移行し、平成26年7月1日に新たな川越市都市景観条例を全面施行しました。

市民と行政の協働による景観まちづくりを推進するため、普及・啓発活動に努めていきます。

基準年度値 (平成26年度)	3	平成30年度	3	令和4年度	—
		令和元年度	4	令和5年度	—
平成28年度	3	令和2年度	4	令和6年度	—
平成29年度	3	令和3年度	4	令和7年度	—

都市計画道路の整備率

市内の都市計画道路総延長のうち、整備済みの都市計画道路延長の占める割合です。

目標: 令和 2 年度 46.1

令和 7 年度 47.1

単位: (%)

評価・課題

道路整備に係る財源の確保が難しくなっています。優先整備路線の検討をより一層進めるとともに、都市計画道路の計画的な整備が重要となっています。

基準年度値 (平成 26 年度)	44.1	平成 30 年度	47.7	令和 4 年度	—
		令和元年度	48.5	令和 5 年度	—
平成 28 年度	45.0	令和 2 年度	48.5	令和 6 年度	—
平成 29 年度	45.9	令和 3 年度	48.5	令和 7 年度	—

主要駅周辺の都市計画道路の整備率

市内の主要駅周辺における都市計画道路の延長のうち、整備済み区間延長の占める割合です。

目標: 令和 2 年度 42.1

令和 7 年度 52.2

単位: (%)

評価・課題

道路整備に係る財源の確保が難しくなっています。優先整備路線の検討をより一層進めるとともに、都市計画道路の計画的な整備が重要となっています。

基準年度値 (平成 26 年度)	29.3	平成 30 年度	41.9	令和 4 年度	—
		令和元年度	46.0	令和 5 年度	—
平成 28 年度	33.0	令和 2 年度	46.0	令和 6 年度	—
平成 29 年度	37.7	令和 3 年度	46.0	令和 7 年度	—

交通事故発生件数

交通ルールの遵守とマナーの向上を図るため、また、交通環境の改善に関わる市民運動の推進および各種の指導措置として交通安全啓発活動、学童安全対策等を実施しています。

目標: 令和 2 年度 8,570

令和 7 年度 8,120

単位: (件/年)

評価・課題

前年と比較して増加しているが、新型コロナウイルス感染拡大前と比較すると減少しており、交通安全運動の効果があったと思われます。一方で、人身交通事故のうち、自転車、高齢歩行者に関係する事故が多く、啓発活動を行っていく中で特に重点的に呼びかけていく必要があります。

基準年度値 (平成 26 年度)	8,850	平成 30 年度	9,166	令和 4 年度	—
		令和元年度	9,080	令和 5 年度	—
平成 28 年度	9,283	令和 2 年度	7,826	令和 6 年度	—
平成 29 年度	9,375	令和 3 年度	8,460	令和 7 年度	—

※埼玉県警察の統計からの出典

※「第三次川越市環境基本計画」では、平成 26 年度が 9,031 件となっていますが、本書では、埼玉県警察の統計を基に年度表記に統一を図ったため数値の調整をおこなっています。

自転車シェアリングの年間トリップ数

24時間貸出・返却可能な無人のサイクルポートを52箇所、有人窓口を2箇所設置しています。(令和3年度)

目標: 令和2年度 80,300
令和7年度 80,300

単位:(回)

評価・課題

トリップ数については、市内ステーションの増加や近隣市での導入による相互利用等により大幅に増大し、目標を達成している状況です。
今後も利用者のニーズを反映し、ステーションの拡充等、利便性の向上に努めていきます。

基準年度値 (平成26年度)	62,569	平成30年度	123,581	令和4年度	—
		令和元年度	86,752	令和5年度	—
平成28年度	111,642	令和2年度	85,721	令和6年度	—
平成29年度	131,286	令和3年度	131,100	令和7年度	—

自転車駐車施設利用台数

市内11駅の市営・公営自転車駐車場、無料自転車置場および民営自転車駐車場の1日あたりの利用台数です。(10月調べ)

目標: 令和2年度 -
令和7年度 -

単位:(台/日)

評価・課題

自転車駐車施設利用台数は昨年度から減少しています。原因については、コロナ禍において通勤・通学の形態が多様化していることなどが考えられます。
市営自転車駐車場において、経年による劣化が生じている施設もあることから、計画的な施設の保全を実施し、自転車利用を促進する必要があります。

基準年度値 (平成26年度)	21,243	平成30年度	22,827	令和4年度	—
		令和元年度	22,512	令和5年度	—
平成28年度	20,442	令和2年度	18,251	令和6年度	—
平成29年度	20,525	令和3年度	17,933	令和7年度	—

自主防災組織結成率

市内全世帯数のうち、自主防災組織構成世帯数の占める割合を表しています。

目標: 令和 2 年度 85.0

令和 7 年度 90.0

単位: (%)

評価・課題

地域の防災講話等を通じて、災害時における「共助」の重要性について周知を図りました。

今後、自主防災組織の結成及び継続的な運営が行えるような環境づくりが課題です。

基準年度値 (平成 26 年度)	75.9	平成 30 年度	78.76	令和 4 年度	—
		令和元年度	79.65	令和 5 年度	—
平成 28 年度	76.67	令和 2 年度	81.20	令和 6 年度	—
平成 29 年度	76.69	令和 3 年度	81.76	令和 7 年度	—

主な施策の実施状況

(1) 電線類の地中化事業

平成元年より、安全で快適な道路空間の確保、都市防災活動の向上、優れた都市景観の創出を図るため、電線類の地中化事業を実施しています。

令和元年度は、川越駅南大塚線(市道0010号線)について 379mの管路布設を行いました。

(2) 市内循環バス「川越シャトル」の運行

市内の路線バスを補完する公共交通機関として、交通空白地域の解消及び主な公共施設等への交通の利便性の向上等を図ることを目的に、平成8年3月から「川越シャトル」を運行しています。平成30年4月に路線の全面見直しを行い、13系統で運行しています。

市内在住の高齢者(70歳以上)と障害のある方については、市が発行する特別乗車証により特別料金(70歳以上 100 円、90歳以上又は障害者無料)で利用できます。

○市内循環バス「川越シャトル」利用者状況(令和3年度)

利用者数: 334,203 人

(3) クリーン川越市民運動(ごみゼロ運動)

公共の場の快適な環境づくりを推進するため、昭和58年5月にクリーン川越市民運動推進協議会が設置され、春と秋の年2回それぞれの地域で、道路や河川などに捨てられているごみを拾う美化清掃活動を実施しています。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2回とも中止となりました。



環境目標5

第11節

人づくり・ネットワークづくり

市民、事業者、民間団体及び市の各主体が自主的に、かつ、協働で環境保全活動を実践するためには、各主体が日常生活や事業活動と環境との関わりに気付き、自分の役割や責任を理解し、行動・参加するための力を身に付けることが重要です。そのために、環境に関する情報を広く提供するとともに、多様な場や機会での環境教育・環境学習を推進します。

環境指標の目標と推移

環境学習講座への参加者数

市内の公民館で開催された、環境に関する講座の延べ参加人数をあらわしています。
令和3年度は、自然観察会、ホテルの飼育講座、リサイクルに関する講座など18事業を実施し、延べ742人の参加がありました。

目標:令和2年度 -
令和7年度 -

単位:(延べ人/年)

評価・課題

多数の受講者が参加する講座を提供するとともに、参加した方が環境に関心を持つよう内容の充実に努めます。

基準年度値 (平成26年度)	2,141	平成30年度	2,019	令和4年度	—
		令和元年度	1,943	令和5年度	—
平成28年度	2,210	令和2年度	240	令和6年度	—
平成29年度	1,940	令和3年度	742	令和7年度	—

環境学習講座の開催数

市内の公民館における環境に関する講座の開催件数です。

目標:令和2年度 -
令和7年度 -

単位:(件/年)

評価・課題

令和3年度は、自然観察会、ホテルの飼育講座、リサイクルに関する環境講座など18事業を実施しました。多様化する環境問題に対応する講座を開催していくように努めていきます。

基準年度値 (平成26年度)	25	平成30年度	25	令和4年度	—
		令和元年度	25	令和5年度	—
平成28年度	26	令和2年度	9	令和6年度	—
平成29年度	23	令和3年度	18	令和7年度	—

環境月間ポスターコンクール応募数

川越市内在住・在学の小中学校児童・生徒を対象とした、環境月間ポスターコンクールの応募件数です。6月5日の「環境の日」及び6月の「環境月間」の周知を図り、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に向けた市民の意識高揚を図ること、また、環境問題について児童・生徒に認識させることを目的として実施しています。

目標:令和2年度 800
令和7年度 1,000

単位:(件/年)

評価・課題

応募数を増やしていくためには、広報等を活用しての周知徹底に加え、学校への働きかけを強化する必要があります。

基準年度値 (平成26年度)	362	平成30年度	438	令和4年度	—
		令和元年度	522	令和5年度	—
平成28年度	352	令和2年度	0	令和6年度	—
平成29年度	389	令和3年度	121	令和7年度	—

環境教育・環境学習に関する事業数

市の主催、共催等による環境に関する事業数を表しています。

目標:令和2年度 60
令和7年度 70

単位:(事業/年)

評価・課題

多様な場や機会での環境教育・環境学習を推進し、環境に対する意識の啓発を図ります。

基準年度値 (平成26年度)	53	平成30年度	160	令和4年度	—
		令和元年度	152	令和5年度	—
平成28年度	98	令和2年度	114	令和6年度	—
平成29年度	152	令和3年度	163	令和7年度	—

環境推進員活動数

環境推進員の活動数を表しています。

環境推進員は、各自治会からの推薦により選出され、地域のリーダーとしてごみの減量・資源化の推進・啓発、ごみの分別指導や地域の美化活動の推進・啓発を行い、市民と行政が一体となり環境問題に対処し、住みよい魅力あるまちにすることを目的として活動しています。

目標:令和2年度 -
令和7年度 -

単位:(件/年)

評価・課題

地域の実情に応じて、様々な種類の活動が実施されています。令和3年度はコロナ禍のため活動数は減少しています。

基準年度値 (平成26年度)	606	平成30年度	562	令和4年度	—
		令和元年度	517	令和5年度	—
平成28年度	653	令和2年度	379	令和6年度	—
平成29年度	607	令和3年度	352	令和7年度	—

クリーン川越市民運動参加人数

クリーン川越市民運動参加人数を表しています。

住民参加による啓発・清掃活動を実施することにより、住民の環境美化に対する関心を高め、公共の場の快適な環境づくりを推進します。

目標:令和2年度 -
令和7年度 -

単位:(人/年)

評価・課題

春・秋の年2回、各自治会などを中心に市内全域でごみゼロ運動を実施しています。令和3年度はコロナ禍のため中止としました。

基準年度値 (平成26年度)	102,838	平成30年度	99,540	令和4年度	—
		令和元年度	99,908	令和5年度	—
平成28年度	105,769	令和2年度	0	令和6年度	—
平成29年度	85,855	令和3年度	0	令和7年度	—

かわごえ環境ネット主催等の事業数

平成12年8月に設立された、市民、事業者、民間団体、行政の4者によるネットワーク組織「かわごえ環境ネット」が主催や参加をした事業や行事等の数をあらわします。

令和3年度は、総会をはじめ、動植物の実態調査や保全活動、クリーン活動、環境講演会、広報紙発行などの事業を展開しました。

目標:令和2年度 55以上
令和7年度 60以上

単位:(事業/年)

評価・課題

各専門部会の活動を中心として、活発に事業を展開しました。活動が広範にわたるため、体制を整備するとともに、活動ができる新たな会員の増加を図る必要があります。

基準年度値 (平成26年度)	51	平成30年度	50	令和4年度	—
		令和元年度	57	令和5年度	—
平成28年度	58	令和2年度	49	令和6年度	—
平成29年度	61	令和3年度	45	令和7年度	—

主な施策の実施状況

(1) 市民環境調査

身近な環境調査を行うことにより、暮らしのなかの環境を考えるきっかけとしていただくことを目的として実施しています。

平成8年度から実施しており、調査テーマとしては湧水、樹木、昆虫、鳥類等と多岐にわたっています。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。



まち歩き気温等観測調査

(2) こどもエコクラブ

子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境活動・環境学習を行えるよう支援しています。

令和3年度こどもエコクラブ研修会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

また、第20回かわごえ環境フォーラムにおいて、こどもエコクラブ発表会を実施し、1年間に行った活動について発表しました。(令和4年2月26日実施、参加者:1クラブ5名)



こどもエコクラブ研修会

(3) 星空観察の集い

星空を観察するという身近な方法を通じて、大気環境の状態を調査し、大気環境保全の意識を喚起するため、夏期と冬期の年2回開催しています。

市内小中学校教諭による星の基礎知識や見つけ方などの講義、プラネタリウムの上映、天体望遠鏡や双眼鏡を使用した星空観察を行っています。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。



星空観察の様子

(4) かわごえ環境ネット

かわごえ環境ネットは、市民、事業者、民間団体及び川越市がパートナーシップを形成し、それぞれが役割を理解しつつ、協働して環境保全活動を行い、「望ましい環境像」を実現していくための組織として、平成12年8月に設立されました。

令和3年度末で、個人 141、事業者24、民間団体25、それに本市1を加えて、計 191 会員が活発な環境保全活動を展開しています。

その活動内容については、第3章「市民・事業者の環境への取組状況」にて報告されています。



かわごえ環境ネット
シンボルマーク

第12節

環境指標および 令和3年度現状値一覧

1. 地球温暖化対策の推進			
環境指標	目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
市域における温室効果ガス排出量(千t-CO ₂ /年)	令和2年度:1,989 (平成29年度:2,091) 令和7年度:1,819 (令和4年度:1,921)	1,880 (H30年度)	2,062 (H23年度)
市役所における温室効果ガス排出量(t-CO ₂ /年)	令和2年度:58,200 令和7年度:55,140	62,172	60,187
単価契約品・共通消耗品の環境配慮商品購入率(%)	令和2年度:100 令和7年度:100	100	100
再生可能エネルギー設備等が導入された公共施設数(施設)	令和2年度:89 令和7年度:90	88	83
環境性能に優れた公用車の導入率(%)	令和2年度:88.0 令和7年度:95.0以上※	85.6	75.9
エコチャレンジスクール認定率(%)	令和2年度:100 令和7年度:100	100	100

※令和7年度目標値は、第四次川越市総合計画実施計画での今後の導入予定値にあわせて変更を行っております。

2. 循環型社会の構築			
環境指標	目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
1人1日当たりのごみ排出量(g/人日)	令和2年度:855 令和7年度:855	825	896
資源回収を除く家庭系1人1日当たりのごみ排出量(g/人日)	令和2年度:467 令和7年度:466	502	511
ごみ年間排出量(t/年)	令和2年度:109,188 令和7年度:107,958	106,617	114,238
つばさ館来館者数(人/年)	令和2年度:53,000 令和7年度:55,000	29,861	49,261
リサイクル率(%)	令和2年度:30 令和7年度:35	21.8	25.0
最終処分量(t/年)	令和2年度:1,000以下 令和7年度:1,000以下	4,785	2,693

3. 生物多様性の保全			
環境指標	目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
生物多様性講座数(回/年)	令和2年度:3 令和7年度:5	1	1
ビオトープの保全・創造事業の実施箇所数(箇所)	令和2年度:5 令和7年度:6	4	4
多自然型護岸の延長(m)	-	22,696.48	20,763.18
有害鳥獣捕獲許可件数(件/年)	-	15	24
特定外来生物(アライグマ)の捕獲頭数(頭/年)	-	201	105

4. 貴重な緑の保全			
環境指標	目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
緑地面積(ha)	-	2,819	2,830
樹林地の面積(m ²)	-	3,235,000	3,614,000
樹林地の公有地化面積(m ²)	-	114,400	97,090
市民の森など法令等による指定面積(m ²)	令和2年度:1,583,960 令和7年度:2,000,000	897,687	1,019,768
保存樹木数(本)	令和2年度:290 令和7年度:340	149	228
人・農地プランで位置付けられた地域の中心となる経営体の累計数(経営体)	令和2年度:150 令和7年度:200	280	36

5. 多様な緑の創出・育成			
環境指標	目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
緑化本数(本/年)	-	2,810	1,320
緑地面積(ha)【再掲】	-	2,819	2,830
1人当たりの都市公園面積(m ²)	令和2年度:5.10 令和7年度:6.79	4.72	4.66
都市公園数(箇所)	令和2年度:321 令和7年度:336	325	303
緑に関する講座数(回/年)	-	0	4

6. 大気環境の保全			
環境指標	目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
大気環境基準達成状況(%)	令和2年度:82 令和7年度:100	82	71
PM2.5の大気環境基準達成状況(%)	令和2年度:75 令和7年度:100	100	0
光化学オキシダントの大気環境基準達成状況(%)	令和2年度:33 令和7年度:100	0	0
有害大気汚染物質の環境基準達成状況(%)	令和2年度:100 令和7年度:100	100	100
公害苦情件数(件/年)	-	105	88

7. 水環境の保全			
環境指標	目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
下水道雨水貯留浸透事業数(箇所)	令和2年度:21 令和7年度:22	24	21
家庭雨水貯留槽設置数(基)	令和2年度:960 令和7年度:1,170	901	702
公共施設雨水貯留浸透対策量(m ³)	令和2年度:55,000以上 令和7年度:55,000以上	54,305	54,305
公共施設雨水利用施設数(箇所)	-	25	22
開発による雨水流出抑制対策量(m ³)	-	621,450	502,959
市内湧水の箇所数(箇所/年)	-	26	26
水質汚濁に係る環境基準達成状況(%)	令和2年度:100 令和7年度:100	100	89
健康項目の公共用水域環境基準達成状況(%)	令和2年度:100 令和7年度:100	100	100
生活排水処理率(%)	令和2年度:98.6 令和7年度:100	96.4	94.3
地下水環境基準達成状況(%) 市内32メッシュ(2km)	令和2年度:現状値以上 令和7年度:現状値以上	84	72

8. 化学物質等の環境リスク対策			
環境指標	目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
化学物質の環境への排出量(t/年)	-	317 (令和元年度)	276 (平成24年度)
有害大気汚染物質の環境基準達成状況(%)【再掲】	令和2年度:100 令和7年度:100	100	100
ダイオキシン類環境基準達成状況(大気、土壌、水質)(%)	令和2年度:100 令和7年度:100	100	100
大気空間放射線量基準達成状況(%)	令和2年度:100 令和7年度:100	100	100

9. 歴史と文化を生かした地域づくり			
環境指標	目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
伝統的建造物特定件数(件)	令和2年度:140 令和7年度:150	136	131
歴史的地区環境整備街路事業の延長(m)	令和2年度:1,690 令和7年度:2,090	2,172	1,320
景観重要建造物及び都市景観重要建築物等の指定数(件)	令和2年度:85以上 令和7年度:90以上	86	76
河越館跡整備率(%)	令和2年度:78 令和7年度:100	30.4	30.4
指定文化財の数(件)	令和2年度:263 令和7年度:273	252	251
登録有形文化財・登録記念物の数(件)	令和2年度:16 令和7年度:20以上	13	12

10. 快適に暮らせるまちづくり			
環境指標	目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
電線類の地中化延長(m)	令和2年度: 11,705 令和7年度: 14,425	10,869	9,425
屋外広告物簡易除却数(枚/年)	令和2年度: 6,500 令和7年度: 6,000	2,669	5,297
都市景観形成地域指定数(地域)	令和2年度: 4以上 令和7年度: 5以上	4	3
都市計画道路の整備率(%)	令和2年度: 46.1 令和7年度: 47.1	48.5	44.1
主要駅周辺の都市計画道路の整備率(%)	令和2年度: 42.1 令和7年度: 52.2	46.0	29.3
交通事故発生件数(件/年)	令和2年度: 8,570 令和7年度: 8,120	8,076	8,850
自転車シェアリングの年間トリップ数(回)	令和2年度: 80,300 令和7年度: 80,300	131,100	62,569
自転車駐車施設利用台数(台/日)	-	17,933	21,243
自主防災組織結成率(%)	令和2年度: 85.0 令和7年度: 90.0	81.76	75.9

11. 人づくり・ネットワークづくり			
環境指標	目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
環境学習講座への参加者数(延べ人/年)	-	742	2,141
環境学習講座の開催数(件/年)	-	18	25
環境月間ポスターコンクール応募数(件/年)	令和2年度: 800 令和7年度: 1,000	121	362
環境教育・環境学習に関する事業数(事業/年)	令和2年度: 60 令和7年度: 70	163	53
環境推進員活動数(件/年)	-	352	606
クリーン川越市民運動参加人数(人/年)	-	0	102,838
かわごえ環境ネット主催等の事業数(事業/年)	令和2年度: 55以上 令和7年度: 60以上	45	51